平成２２年（フ）第１５２号
長野県上田市上田1767番地２
破産者　奥原　利彦
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２２４号
静岡県島田市野田822番地の16
破産者　飯塚　京美
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６２２号
名古屋市千種区猫洞通１丁目７番地　プレシオン猫洞501号
破産者　大澤　孝彦
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４５１号
名古屋市熱田区大宝１丁目14番３―312号
白鳥パークハイツ日比野東、開始決定時の住所名古屋市港区七番町４丁目14番地の２　カルティア東海通702号
破産者　荒川　民恵
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５４１号
名古屋市北区如意２丁目46番地
破産者　山岸　勝子
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６４号
大阪府貝塚市加神２丁目10番８号
破産者　末広合金製作所こと永井末広こと　羅　鍾律
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2840番地の20、前住所大阪府泉南郡岬町深日2684番地
破産者　北松　有子（旧姓大野）
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
大阪府阪南市和泉鳥取660番地
破産者　内田眞理子
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
大阪府和泉市鶴山台３丁目10番100―304号、前住所大阪府和泉市上町437番地の１―307
破産者　上村　晴己
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目１番12号、前住所大阪府堺市南区高倉台２丁11番22―104号
破産者　井上　博文
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
大阪府和泉市唐国町２丁目13番31―203号
破産者　松滉建企こと　松下　勝彦
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５３０号
大阪府泉南市信達牧野1112番地
破産者　松島　賢作
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５３９号
大阪府岸和田市吉井町１丁目17番９号
破産者　曽田　　淳
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ12棟205号、従前の住所神戸市北区有野台３丁目５番の３
破産者　中村　良勝
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３号
神戸市西区持子２丁目67番地辻王ハイツ１Ｆ、旧住所神戸市西区中野１丁目４番地の13
破産者　辻本　哲也
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第７７５号
兵庫県神崎郡市川町美佐763番地の１
破産者　岡本　正美
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８２６号
兵庫県姫路市東辻井３―10―30レオパレスレインボー201、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町宮1411番地１
破産者　水谷　定子
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２９１号
兵庫県姫路市網干区興浜588番地２
破産者　田村　孝文
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３００号
熊本市沼山津２丁目７番20号　弥冨アパート２号
破産者　西坂信一郎
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部